

# 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 小松市民病院
- 2 監査実施日 令和4年7月22日
- 3 監査実施場所 小松市民病院会議室
- 4 監査の範囲 令和3年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 表 靖二

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、病院長、管理局长ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

次に記載する指摘事項及び改善要望以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

### <指摘事項>

病院の診療報酬債権は、私法上の債権であり民法が適用され、5年の時効期間（令和2年4月1日改正民法適用前は短期消滅時効期間である3年）経過後、債務者の時効の援用があつて債権が消滅するが、市民病院では「小松市民病院の不納欠損処理を行う基準」を適用し、3年を経過するものでかつ3年以内に入金の

ないもののうち、一定の要件を充たすものを債務者の時効の援用がなくとも不納欠損を行ったうえで、簿外で管理し、後日支払いのあったものは、雑入として整理するという運用を行っている。私債権である公立病院の診療報酬債権は、時効の援用がない場合、民法上時効期間の徒過と特定の条件を満たすのみでは不納欠損できないこととなっており、徴収停止(地方自治法施行令第171条の5)や債権の放棄(地方自治法96条第1項第10号)等を法令の定める要件に従い適正に処理し、管理されたい。

また、令和2年4月の改正民法の施行により従来短期の時効期間が定められていた診療報酬債権も、施行日以降の時効成立期間が5年とされていることから、「小松市民病院の不納欠損処理を行う基準」の時効完成期間の規定を改正する等適切に処理されたい。

#### <改善要望>

新型コロナウイルス感染症病床確保料の一部を修繕引当金として積立て、これを原資に多くの修繕工事が行われているが、次のような契約手続きの適正さに疑念のあるケースが複数見られた。

- (1) 少額随意契約に該当しない予定価格の契約の相手方の選定において、設備等の突発的な故障の発生を理由として、競争入札に付す時間的余裕がないこと(5号随契)と、業務に精通しているという理由で漫然と1者随契(競争性のない随意契約、2号随契)で手続きを進めており、結果として工種ごとに特定の業者を相手方に選定していたもの。
- (2) 見積徴取で足りる少額随意契約に該当するものについても見積徴取の相手方が特定の業者に偏っており、落札業者についても、工種ごとに特定の業者を契約の相手方に選定していたもの。
- (3) 同種の工事が病院内で別に発注され、工種ごとに特定の業者を相手方に選定しているために、分割発注の疑いがあるもの。

現在の市民病院は築33年を経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいるものと推察されることから、施設の更新等は年度ごとに計画を策定しつつ、突発的な修繕引当金だけを原資とするだけでなく、必要な予算をきちんと確保して実施されたい。

また、新型コロナウイルス感染症の流行時期で病院の事務が多忙を極めていたことはあったとしても、契約事務は法規性が強く求められることから、担当職員のみならず上司も契約手続きにおける適正性の確保に十分留意するとともに、契約事務マニュアルを作成する、契約事務を賄うために必要な人員を確保する、予

定金額が一定金額を超えるものについては契約事務の主管課である管財課に事務を委任し、又は管財課職員を病院の契約事務職員に併任する等、契約事務の適正化に向けた運用や組織体制の見直しについて至急検討されたい。

(地方自治法第 234 条第 2 項、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 各号、小松市病院事業財務規則第 88 条が準用する小松市財務規則第 6 章、予算執行方針 III 【歳出全般】 2 契約の締結)

## 9 監査の結果に添える意見

コロナ禍の下、病院事業は、国からの感染症病床確保料によって経営が一時的に改善しているが、アフターコロナに向けて、性質上公費負担される部分を除き、地方公営企業会計の健全性確保の観点からは、病院経営に係る医業費用は医業収益によって賄われることが求められる。設備投資と改修の問題、たな卸資産である薬品費と診療材料費の管理の問題を例示したが、これに留まらず収益の増進、費用の低減に向け職員のコスト意識の醸成に努め、効率的な事業の運営に努められたい。